

令和3年1月12日

学生各位

身延山大学大学事務局

身延山大学における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と  
学修機会の確保について（連絡）

令和3年1月7日、に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が出されました。緊急事態措置の実施期間は令和3年1月8日～2月7日です。この期間におきましては感染症対策の徹底と学修機会の確保の為、感染対策をより慎重に講じた上で、下記のごとく対面講義及びリモート・課題を併用して行います。ご不明な点がございましたら、大学事務局までお問合せください。

なお、今後も感染拡大の防止にご協力をお願いします。

記

1 緊急事態措置の実施区域に居住の先生方の講義については、リモート・課題又は緊急事態宣言解除後の集中講義となります。

① 実施区域

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・愛知県

② 課題内容はその都度連絡します。

③ リモート講義は通常講義時間で行われます。主に210教室で行われます。

④ ゼミナールは、リモート・講義又は緊急事態措置実施期間以降の集中講義となります。

⑤ 他の演習講義は、基本的には緊急事態措置実施期間以降の集中講義となりますが、担当教員を変更して実施する場合があります。

⑥ 教室変更・課題内容及び集中講義等はメール及び掲示板にて連絡いたします。

⑦ 変更がありましたら、その都度メール及び掲示板にて連絡いたします。

2 上記以外の講義は、通常通り対面講義となります。